

日本版LLCの幕開け

1. そもそもLLCとは?

経済産業省が年末年始にかけて「日本版LLC制度の創設」に関する報告書とそれに対する意見結果を公表しています。

このLLC (Limited Liability Company: 有限責任会社) とは、米国で活用が進んでいる株式会社制度と並ぶ新しい会社制度の一種。英国のLLPやドイツの有限合資会社、フランスのSASなどがそれに近い存在です。

外見は株式会社と同じ、出資者が全員有限責任の法人であるのですが、会社の内部ルールについては組合と同様に法律で規制されることなく自由に決めることが出来る、法人組織と組合組織の良い面を持ち合わせた新しい組織体の制度とされています。

2. 日本の会社制度

現在の日本の組織形態は、株式会社・有限会社に代表される「有限責任で物的な法人制度」と、合名会社・合資会社に代表される「無限責任で人的な法人制度」の2種類があります。

株式会社・有限会社は、出資額の範囲でのみ責任を負う有限責任の組織形態で、多くの場合、出資者と異なる経営者がいるため、意思決定をする上で株主総会や取締役会などの拘束を受けることになり、機動的な意思決定が難しいという欠点があります。

一方、合名会社・合資会社は、内部ルールについては組合と同様、比較的自由に決定でき、社員の個性が重視されますが、構成員全員の有限責任が確保されないため、個人が債務を負担しなければならなくなるという資産的なリスクがあります。

経済産業省が提案している日本版LLCとは、上記組織形態の一長一短に着目した「有限責任」でありながら社員の個性が尊重される「人的会社」なのです。

3. アメリカでのLLCの成果

1977年に初めて法制化されるも税の取扱いが安定していなかった為あまり利用されませんでした。1988年にLLCにパートナーシップ課税(構成員課税)が認められたことを受けて利用が広がりま

した。1997年には、法人課税か構成員課税かを選択できるチェック・ザ・ボックス規制が導入され、税の取扱いが明確になり急速に普及。1993年の約2万社から2000年には72万社まで増加し、現在も年率20%の勢いで増加し続けています。この結果、LLCはアメリカ法人全体の約1割を占めるに至っています。日本には約100万の株式会社が存在しますが、これに匹敵する数の会社組織が、わずか10年間で生まれ、拡大していることになるのです。

米国では、法人が専門的能力を持ち寄るジョイント・ベンチャーの母体としてLLCが多く活用されています。組織運営のコストがかからず、新しい事業に伴うリスクをLLCの有限責任制によって遮断でき、立ち上げ初期の損失を構成員課税のもとで出資者に帰属できるためと考えられます。

4. LLCの課税制度

米国においては、LLCが法人課税か構成員課税かを選択できるチェック・ザ・ボックス制度を導入。英国のLLPでは構成員課税が、フランスのSASでは法人格を付与して法人課税となっています。

現在の日本におけるLLCの取扱いは、「LLCが米国の税務上、法人課税又はパス・スルー課税のいずれの選択を行ったかにかかわらず、原則的には我が国の税務上外国法人(内国法人以外の法人)として取り扱うのが相当」とされていますので注意が必要です。

経済産業省が公表した意見結果においては、「構成員課税の導入の必要がある」、「米国の『チェック・ザ・ボックス』方式と同様の選択制の導入を求める」とのコメントが多く寄せられたようです。

日本版LLC制度は、現在、法務省の法制審議会で検討中ですが、制度創設にあたっては、税制上の措置も併せて検討されることになるようです。

主税局では、このLLCの導入と同時に、有限会社・株式会社(中小同族会社)の税制の見直しも考えているとの噂もあり、新たなビジネスチャンスとなっべくのか!今後の動向が気になるところです。

(古曳 由美子)